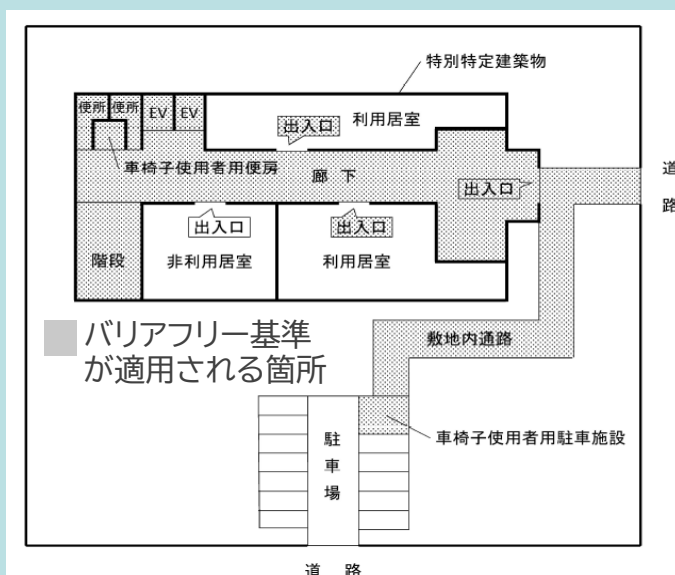


高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する第8回フォローアップ会議(R7.3.7)等において、障害当事者団体より以下の意見が提出された。

- 今後、テナント部分のバリアフリーについて検討頂きたい。
- 大規模な商業施設ビルの出入口には段差はないが、テナントとして入っている飲食店等にはまだ段差がたくさんある。大規模な商業施設の各店舗にも“段差なし”を義務づけてほしい。
- 小規模店舗について次の段階で検討の項目に入れて頂きたい。

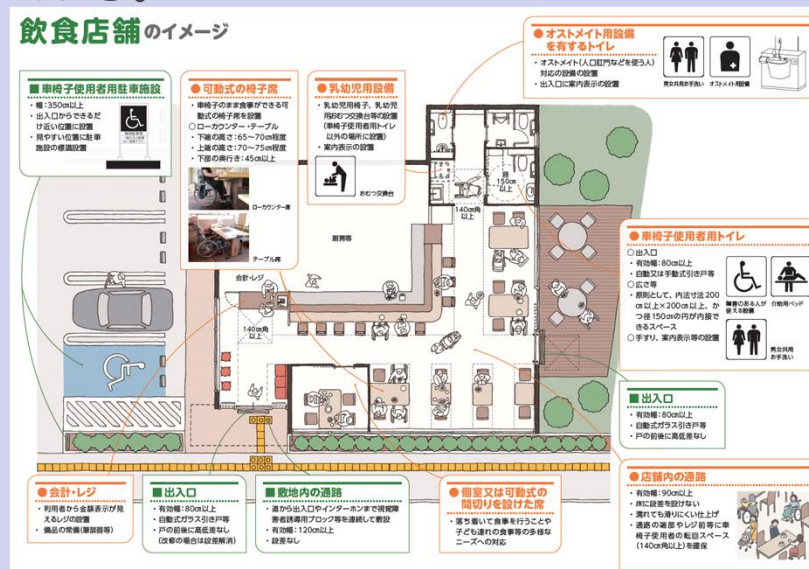
大規模商業施設のテナント部分

- バリアフリー法において、床面積2,000㎡以上の大型商業施設等を新築する際には、多数の者が共通して利用する廊下等の共用部分について、バリアフリー基準への適合を義務付け。



小規模店舗

- 小規模店舗等については、様々な事業形態が想定される等の特性を踏まえ、バリアフリー設計のガイドラインにおいて、事業形態ごとの設計事例を提示している。



令和7年度、テナント・小規模店舗のバリアフリー化について、実態に即した実効性のある対策を検討
※テナント・小規模店舗のバリアフリー化の実態調査(秋頃まで)を踏まえてフォローアップ会議において検討

設置趣旨

- 建築物のバリアフリーに関する取組状況や課題等を共有するとともに、「建築設計標準」を継続的に点検、改善していくため、学識経験者、関係団体と情報共有、意見交換することを目的として、標記会議を設置する。

構成メンバー

- 学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体（オブザーバーとして関係省庁参加）
※議題に応じて、メンバーを追加

スケジュール

- 令和3年10月1日に第1回会議を開催し、フォローアップ会議を設置。
- 以降、年間2回程度の会議を開催し、継続的に意見交換を実施。

取組内容

- 継続的な意見交換
- 関係団体等へのヒアリング調査
- 先進事例の横展開の検討
- 建築設計標準の点検、改善（議題に応じてWGを設置して議論）等